

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p> <p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第一条の二 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項</p> <p>(1) (2)から(5)までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>(2) 輸入申告（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づき行う輸入申告をいう。以下同じ。）及び特例申告（法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。）（以下この条において「輸入申告等」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名</p> <p>(3) 担保の提供（法第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合に行う担保の提供をいい、提供した後における当該担保の管理を含む。）並びに関税、内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）の内国消費税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十七第三号（地方消費税に関する用語の意義）の貨物割をいう。）の納付に係る事務の管理（以下この条において「担保及び納税の管理」という。）に関する業務を行う部門の名称並びに</p> | <p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p> <p>（法令遵守規則の記載事項）</p> <p>第一条の二 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項</p> <p>イ 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項</p> <p>(1) 同上</p> <p>(2) 同上</p> <p>(3) 同上</p> |

責任者の氏名及び職名

(4) 特例申告貨物（法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の管理に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(5) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ イの(1)から(5)までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 帳簿書類（法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。以下この条において同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項

ト 承認を受けようとする法人の財務の状況（会計帳簿その他財務に関する書類の概要を含む。次号ト、第四条の五第一号ト及び第二号ト、第七条の四第一号ト及び第二号ト、第八条の三第一号ト及び第二号ト、第八条の五第一号ト及び第二号トへ並びに第九条の八第一号ト及び第二号トにおいて同じ。）に関する事項

チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

ヌ その他参考となるべき事項

二 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合 次に掲げる事項

(4) 同上

(5) 同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

ホ 同上

ヘ 同上

ト 承認を受けようとする法人の財務の状況（会計帳簿その他財務に関する書類の概要を含む。次号ト、第四条の五第一号ト及び第二号ト、第七条の四第一号ト及び第二号ト、第九条第一号ト及び第二号ト並びに第九条の八第一号ト及び第二号トにおいて同じ。）に関する事項

チ 同上

リ 同上

ヌ 同上

二 同上

イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項

- (1) (2)から(5)までに規定する業務を総括する者の氏名
 - (2) 輸入申告等に関する業務を行う者の氏名
 - (3) 担保及び納税の管理に関する業務を行う者の氏名
 - (4) 特例申告貨物の管理に関する業務を行う者の氏名
 - (5) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名
- ロ イの(1)から(5)までに定める業務の具体的内容及び手順
- ハ 承認を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
- ニ 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- ヘ 帳簿書類の作成、保管及び管理に関する事項
- ト 承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項
- チ その他参考となるべき事項

（承認申請書の記載事項）

第四条の六 令第四十二条第一項第三号（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

- 一 申請者（令第四十二条第一項第一号に規定する申請者をいう。次号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴

（承認申請書の記載事項）

第四条の六 令第四十二条第一項第三号（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の内容（承認を受けようとする者が法人である場合に限るものとし、当該法人の資本金、役員の氏名及び履歴を含む。）

二 申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに事業の内容

三 外国貨物の蔵置等に関する業務に携わる担当者（法第四十三条第六号（許可の要件）に規定する支配人その他の主要な従業員に限る。）の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

四 法第五十一条第一号イからハまで（承認要件）のいずれかに該当する場合には、その事実

五 令第四十二条第一項第二号の規定により記載した保税蔵置場のうち、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の届出を行おうとする場所の名称

（承認申請書の記載事項）

第四条の十一 第四条の六（承認申請書の記載事項）の規定は、令第五十条の四第一項第三号（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の六第二号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、「法第四十三条第六号」とあるのは「法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第六号」と、同条第三号中「法第五十一条第一号イからハまで」とあるのは「法第六十二条において準用する法第五十一条第一号イからハまで」と、同条第四号中「令第四十二条第一項第二号（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）」とあるのは「令第五十条の四第一項第二号（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）」と、「第四条の二」とあるのは「第四条の七（届出場所の基準）において準用する第四条の二」と、「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と読み替えるものとする。

（博覧会等の指定）

第五条 令第五十一条の二（博覧会等の指定）に規定する財務省令で定める博覧会

二 外国貨物の蔵置等に関する業務に携わる担当者（法第四十三条第四号（許可の要件）に規定する支配人その他の主要な従業員に限る。）の氏名、職名及び履歴

三 同上

四 同上

（承認申請書の記載事項）

第四条の十一 第四条の六（承認申請書の記載事項）の規定は、令第五十条の四第一項第三号（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の六第二号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、「法第四十三条第四号」とあるのは「法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第四号」と、同条第三号中「法第五十一条第一号イからハまで」とあるのは「法第六十二条において準用する法第五十一条第一号イからハまで」と、同条第四号中「令第四十二条第一項第二号（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）」とあるのは「令第五十条の四第一項第二号（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）」と、「第四条の二」とあるのは「第四条の七（届出場所の基準）において準用する第四条の二」と、「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と読み替えるものとする。

（博覧会等の指定）

第五条 令第五十一条の二（博覧会等の指定）に規定する財務省令で定める博覧会

、見本市その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関又は本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体が開催する博覧会等
- 二 一般社団法人又は一般財団法人が開催する博覧会等（その目的、内容等を勘案して税関長が承認したものに限る。）

三 独立行政法人日本貿易振興機構その他これに準ずる者（次号において「独立行政法人日本貿易振興機構等」という。）が開催する博覧会等

- 四 国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人又は独立行政法人日本貿易振興機構等が後援する博覧会等（その目的、内容等を勘案して税関長が承認したものに限る。）

（博覧会等の承認申請手続）

第六条 前条第二号又は第四号の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする博覧会等の名称、目的、内容、開催期間、開催場所及び後援する者の名称その他参考となるべき事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

（申請書の記載事項）

第七条の三 令第五十五条の五第一項第三号（特定保税運送者の承認の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 申請者（令第五十五条の五第一項第一号に規定する申請者をいう。次号にお

、見本市その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 同上

二 前号に掲げるもののほか、国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人又は独立行政法人日本貿易振興機構等が後援する博覧会等のうち、税関長がその目的、内容等を勘案してこれらの者の開催に係るものに準ずる博覧会等として承認したもの

（博覧会等の承認申請手続）

第六条 前条第二号の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする博覧会等の名称、目的、内容、開催期間、開催場所及び後援する者の名称その他参考となるべき事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

（申請書の記載事項）

第七条の三 令第五十五条の五第一項第三号（特定保税運送者の承認の申請の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者（令第五十五条の五第一項第一号に規定する申請者をいう。次号にお

いて同じ。) (その者が法人である場合を除く。) の氏名、性別、生年月日及び履歴)

二 申請者(その者が法人である場合に限る。) の役員(の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに業務の種類及び概要(国際運送貨物の運送又は管理に関する業務以外の業務を行っている場合に限るものとし、申請者が認定通関業者(法第七十九条の二(規則等)に関する改善措置)に規定する認定通関業者をいう。第九条の七第三号において同じ。)) 又は令第五十五条の二第一号(国際運送貨物取扱業者に関する要件) に該当する者である場合を除く。)

三 次に掲げる業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

イ 特定保税運送に関する業務等(法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)に規定する特定保税運送に関する業務及び法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)に規定する運送に関する業務をいう。以下ロ及び第五号イ並びに次条第一号イ(2)及びニ並びに第二号イ(2)及びニにおいて同じ。))

ロ 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務(特定保税運送に関する業務等を除く。第五号ロ並びに次条第一号イ(3)及びニ並びに第二号イ(3)及びニにおいて同じ。))

四 法第六十三条の四第一号イからイ(ホ)まで(承認の要件)のいずれかに該当する場合には、その事実

五 次に掲げる業務を行う営業所の名称

イ 特定保税運送に関する業務等

ロ 国際運送貨物の運送又は管理に関する業務

(特例輸入者についての規定の準用)

第八条 第一条の三の規定は、法第六十七条の三第一項第一号(輸出申告の特例)に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の三中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第六十七条の六第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととさ

いて同じ。) の役員(の氏名及び経歴並びに資本金(その者が法人である場合に限る。))

二 業務の種類及び概要(国際運送貨物の運送又は管理に関する業務以外の業務を行っている場合に限るものとし、申請者が認定通関業者(法第七十九条の二(規則等)に関する改善措置)に規定する認定通関業者をいう。第九条の七第三号において同じ。)) 又は令第五十五条の二第一号(国際運送貨物取扱業者に関する要件) に該当する者である場合を除く。)

三 次に掲げる業務に直接携わる担当者の氏名、職名及び履歴

イ 同上

ロ 同上

四 法第六十三条の四第一号イからイ(ホ)まで(承認の要件)のいずれかに該当する場合には、その事実

五 同上

(特例輸入者についての規定の準用)

第八条 第一条の三の規定は、法第六十七条の三第一項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一条の三中「関税法第七条の九第二項」とあるのは「関税法第六十七条の六第二項」と、「関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされてい

れている帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の六第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の六第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは「関税法施行令第五十九条の九第一項に規定する特定輸出貨物の取引に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の九第四項」と、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

(貨物確認書の記載事項)

第八条の二 令第五十九条の七第六号(貨物確認書の記載事項)に規定する財務省令で定める事項とは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定製造貨物(法第六十七条の十三第三項第二号イ(製造者の認定)に規定する特定製造貨物をいう。以下同じ。)の仕向地
- 二 法第七十条第一項又は第二項(証明又は確認)に規定する他の法令の名称及び当該他の法令の条項(同条第一項又は第二項に規定する証明を要する場合に限る。)
- 三 特定製造貨物が置かれている場所の名称
- 四 特定製造貨物を外国貿易船又は外国貿易機に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の名称

る帳簿」とあるのは「関税法第六十七条の六第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類」とあるのは「関税法第六十七条の六第一項の規定により保存をしなければならないこととされている同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは「関税法施行令第五十九条の八第一項に規定する特定輸出貨物の取引に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」と、「関税法施行令第四条の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九条の八第四項」と、「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七条の三第一項の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

(法令遵守規則の記載事項)

第八条の三 法第六十七条の四第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める

事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 承認を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項

イ 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するため
に必要な体制を整えるための次に掲げる事項

(1) (2)から(4)までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名
及び職名

(2) 特定輸出申告(法第六十七条の三第二項(輸出申告の特例)に規定する
特定輸出申告をいう。以下同じ。)に関する業務を行う部門の名称並びに
責任者の氏名及び職名

(3) 特定輸出貨物(法第三十条第一項第五号(外国貨物を置く場所の制限)
に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。)の管理に関する業務を行う
部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(4) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏
名及び職名

ロ イの(1)から(4)までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 承認を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人
その他の従業者が法令(法その他関税に関する法令を除く。)の規定を遵守
するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理に関する業務を他の者に委託してい
る場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及
び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合におけ
る対処のための措置

ヘ 帳簿書類(法第六十七条の六第一項(帳簿の備付け等)に規定する帳簿書
類をいう。以下この条において同じ。)の作成、保管及び管理に関する事項

第九条 同上

(法令遵守規則の記載事項)

- ト 承認を受けようとする法人の財務の状況に関する事項
- チ その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項
- リ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
- ヌ その他参考となるべき事項
- ニ 承認を受けようとする者が法人以外の者である場合 次に掲げる事項
- イ 法令を遵守するために必要な次に掲げる事項
 - (1) (2)から(4)までに規定する業務を総括する者の氏名
 - (2) 特定輸出申告に関する業務を行う者の氏名
 - (3) 特定輸出貨物の管理に関する業務を行う者の氏名
 - (4) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名
- ロ イの(1)から(4)までに定める業務の具体的内容及び手順
- ハ 承認を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
- ニ 特定輸出申告又は特定輸出貨物の管理に関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- ヘ 帳簿書類の作成、保管及び管理に関する事項
- ト 承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項
- チ その他参考となるべき事項

（申請書の記載事項）

第八条の四 令第五十九条の十四第一項第三号（認定製造者の認定の申請の手續等に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事

項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

- 一 申請者（令第五十九条の十四第一項に規定する申請者をいう。次号及び第七号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴
- 二 申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに業務の種類及び概要
- 三 特定製造貨物管理業務（法第六十七条の十三第三項第二号イ及びロ（製造者の認定）に規定する業務をいう。次条第一号イ及び第二号イにおいて同じ。）に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴
- 四 特定製造貨物輸出者（令第五十九条の十四第一項第二号に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次号及び第八号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴
- 五 特定製造貨物輸出者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴並びに資本金
- 六 特定製造貨物輸出申告（法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。）に関する業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴
- 七 申請者について法第六十七条の十三第三項第一号イからチまでのいずれかに該当する場合には、その事実
- 八 特定製造貨物輸出者について法第六十七条の十三第三項第三号イに該当しない場合には、その事実
- 九 特定製造貨物を管理する場所の所在地及び名称

（実施規則の記載事項）

第八条の五 法第六十七条の十三第三項第二号ハ（製造者の認定）に規定する財務

省令で定める事項とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 認定を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる事項

イ 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）に基づき特定製造貨物管理業務を適正かつ確実にを行うために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

(1) (2)及び(3)に規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(2) 特定製造貨物管理業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

(3) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ イの(1)から(3)までに定める部門における業務の具体的内容及び手順

ハ 認定を受けようとする法人の事業又は業務に関し、役員、代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

ニ 特定製造貨物の運送又は管理に関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項

ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

ヘ 認定を受けようとする法人の財務の状況に関する事項

ト その法人の役員、代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

チ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

リ その他参考となるべき事項

二 認定を受けようとする者が法人以外の者である場合 次に掲げる事項

イ 法令に基づき特定製造貨物管理業務を適正かつ確実にを行うために必要な次

に掲げる事項

- (1) (2)及び(3)に規定する業務を総括する者の氏名
 - (2) 特定製造貨物管理業務を行う者の氏名
 - (3) 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名
- ロ イの(1)から(3)までに定める業務の具体的内容及び手順
- ハ 認定を受けようとする者が、その事業又は業務に関し、法令（法その他関税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
- ニ 特定製造貨物の運送又は管理に関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- ホ 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- ヘ 認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項
- ト その他参考となるべき事項

（届出書の記載事項）

第九条 令第五十九条の第十五第四号（認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項は、法第六十七条の第十三第一項（製造者の認定）の認定を受けている必要がなくなつた理由とする。

（申請書の記載事項）

第九条の六 令第六十九条第一項第三号（認定通関業者の認定の申請の手續等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

（申請書の記載事項）

第九条の六 令第六十九条第一項第三号（認定通関業者の認定の申請の手續等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者（令第六十九条第一項に規定する申請者をいう。次号において同じ。）
（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴

二 申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員（氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに通関業務（通関業法第二条第一号（定義）に規定する通関業務をいう。次号並びに第九条の八第一号イ及びニ並びに第二号ニにおいて同じ。）以外の業務の種類及び概要（輸出しようとする貨物又は外国貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行つている場合に限る。）

三 通関業務及び関連業務（通関業法第七条（関連業務）に規定する関連業務をいう。）に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

四 法第七十九条第三項第一号イからイまで（通関業者の認定）のいずれかに該当する場合には、その事実

五 通関業法第八条第一項（営業所の新設）の規定により許可を受けている営業所の所在地及び名称

六 前号に規定する営業所のうち、特例申告貨物（法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九条の八第一号イ(2)において同じ。）に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告（法第六十七条の三第二項（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）を行う予定の営業所の名称

七 申請者が法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）、第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）又は第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認を受けている場合には、その事実

（輸出及び輸入に関する業務の基準）

第九条の七 法第七十九条第三項第二号（通関業者の認定）に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 特例申告貨物に係る輸入申告において、令第五十九条（輸入申告の手続）に規定する輸入申告書に記載する事項が当該申告に係る貨物の現況と一致するこ

一 令第六十九条第一項に規定する申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員（氏名及び経歴並びに資本金

二 通関業務（通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二条第一号（定義）に規定する通関業務をいう。次号並びに第九条の八第一号イ及びニ並びに第二号ニにおいて同じ。）以外の業務の種類及び概要（輸出しようとする貨物又は外国貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行つている場合に限る。）

三 通関業務及び関連業務（通関業法第七条（関連業務）に規定する関連業務をいう。）に直接携わる担当者の氏名、職名及び履歴

四 法第七十九条第三項第一号イからイまで（通関業者の認定）のいずれかに該当する場合には、その事実

五 同上

六 同上

七 同上

（輸出及び輸入に関する業務の基準）

第九条の七 法第七十九条第三項第二号（通関業者の認定）に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 同上

| | |
|---|---|
| <p>とを、当該貨物及び仕入書その他の関係書類によりの確に確認するための体制が整備されていること。</p> <p>二 特定委託輸出申告において、令第五十九条の五第二項において準用する同条第一項（特定輸出申告の申告事項等）により適用する令第五十八条（輸出申告の手續）に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、税関長が適当と認める方法によりの確に確認する体制が整備されていること。</p> <p>三 運送中の特定委託輸出申告に係る貨物について事故が発生した場合その他認定通関業者が当該貨物を運送する特定保税運送者（法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送者をいう。以下この号において同じ。）に連絡を行う必要がある場合において、当該特定保税運送者と速やかに連絡ができる体制が整備されていること。</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること。</p> <p>五 前各号に掲げる業務について、法、通関業法及び他の法令を遵守するために必要かつ十分な体制が整備されていること。</p> | <p>二 特定委託輸出申告において、令第五十九条の五第二項において準用する同条第一項（特定輸出申告及び特定委託輸出申告の申告事項等）により適用する令第五十八条（輸出申告の手續）に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、税関長が適当と認める方法によりの確に確認する体制が整備されていること。</p> <p>三 同 上</p> <p>四 同 上</p> <p>五 同 上</p> |
|---|---|

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>関稅定率法施行規則（昭和四十四年大藏省令第十六号）（第二条關係）</p> <p>（博覽會等の指定）</p> <p>第二条の二 令第十三条の二（博覽會等の指定）に規定する財務省令で定める博覽會、見本市その他これらに類するもの（以下「博覽會等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 國際博覽會に関する條約の適用を受けて開催される國際博覽會及び國際機關又は本邦若しくは外國の政府若しくは地方公共團體が開催する博覽會等</p> <p>二 一般社団法人又は一般財団法人が開催する博覽會等（その目的、内容等を勘案して税關長が承認したものに限る。）</p> <p>三 獨立行政法人日本貿易振興機構その他これに準ずる者（次号において「獨立行政法人日本貿易振興機構等」という。）が開催する博覽會等</p> <p>四 國際機關、本邦若しくは外國の政府若しくは地方公共團體、一般社団法人若しくは一般財団法人又は獨立行政法人日本貿易振興機構等が後援する博覽會等（その目的、内容等を勘案して税關長が承認したものに限る。）</p> <p>（博覽會等の承認申請手續）</p> <p>第二条の三 前条第二号又は第四号の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする博覽會等の名称、目的、内容、開催期間、開催場所及び後援する者の名称その他参考となるべき事項を記載した申請書を税關長に提出しなければならない。</p> | <p>関稅定率法施行規則（昭和四十四年大藏省令第十六号）（第二条關係）</p> <p>（博覽會等の指定）</p> <p>第二条の二 令第十三条の二（博覽會等の指定）に規定する財務省令で定める博覽會、見本市その他これらに類するもの（以下「博覽會等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 同上</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、國際機關、本邦若しくは外國の政府若しくは地方公共團體、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人又は獨立行政法人日本貿易振興機構等が後援する博覽會等のうち、税關長がその目的、内容等を勘案してこれらの者の開催に係るものに準ずる博覽會等として承認したもの</p> <p>（博覽會等の承認申請手續）</p> <p>第二条の三 前条第二号の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする博覽會等の名称、目的、内容、開催期間、開催場所及び後援する者の名称その他参考となるべき事項を記載した申請書を税關長に提出しなければならない。</p> |

(入国者が輸入する携帯品等の免税)

第二条の四 令第十三条の六の表の第二号の上欄(無条件免税をしない携帯品)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

- 一 法の別表第二二・〇三項から第二二・〇八項までに掲げる物品
- 二 法の別表第二四類に掲げる物品
- 三 本邦に入国する者(船舶又は航空機の乗組員を除く。)がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条(別送する携帯品又は引越荷物の免税の手續)の手續を経て別送して輸入する物品のうち香水
- 四 船舶又は航空機の乗組員がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手續を経て別送して輸入する物品のうち次に掲げる物

| 本邦に入国する者 | 物品 | 数量 |
|----------|------|------|
| (省略) | (省略) | (省略) |

イ 法の別表第一二二・二〇号及び第二二・〇六・九〇号の二の(二)のEに掲げる物品のうちりのり

ロ 法の別表第九一・〇一項から第九一・〇五項までに掲げる物品

2 令第十三条の六の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の表の上欄に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手續を経て別送して輸入する同表の中欄に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。ただし、未成年者が、同表の中欄に掲げる物品のうち法の別表第二二・〇三項から第二二・〇八項までに掲げる物品及び同表第二四類に掲げる物品をその入国の際に携帯して輸入し、又は同条の手續を経て別送して輸入する場合は、この限りでない。

備考 この表及び第五項の表において「航海日数」とは、次に掲げる日数について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百四十三条(暦による期間の計算)に定めるところにより計算するものとする。

一 本邦を一港とみなし、本邦の最終の港を出港した日から起算して本邦の最初の港に入港した日までの日数

(入国者が輸入する携帯品等の免税)

第二条の四 令第十三条の六の表の第二号の上欄(無条件免税をしない携帯品)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

- 一同上
- 二同上
- 三同上
- 四同上

| 本邦に入国する者 | 物品 | 数量 |
|----------|----|----|
| 同上 | 同上 | 同上 |

2 令第十三条の六の表の第二号の下欄に規定する財務省令で定める数量は、次の表の上欄に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、当該入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は令第十四条の手續を経て別送して輸入する同表の中欄に掲げる物品について、同表の下欄に掲げる数量とする。ただし、未成年者が、同表の中欄に掲げる物品のうち法の別表第二二・〇三項から第二二・〇八項までに掲げる物品及び同表第二四類に掲げる物品をその入国の際に携帯して輸入し、又は同条の手續を経て別送して輸入する場合は、この限りでない。

備考 この表及び第五項の表において「航海日数」とは、次に掲げる日数について、民法第四百四十三条(暦による期間の計算)に定めるところにより計算するものとする。

一同上

| | | | | | | | | | |
|--|------------------------------------|----------|-------|-------|--|------------------------------------|----------|----|----|
| <p>二 前号の規定によることのできない場合にあっては、外国の直前の港を出港した日から起算して本邦の最初の港に入港した</p> <p>3 令第十三条の六の表の第三号の上欄に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。</p> | <p>二 同上</p> <p>3 同上</p> | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 235 1220 817">本邦に<input type="checkbox"/> 入国する者</td> <td data-bbox="1173 817 1220 1097">海外市価の合計額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 235 1220 817">(省 略)</td> <td data-bbox="1173 817 1220 1097">(省 略)</td> </tr> </table> | 本邦に <input type="checkbox"/> 入国する者 | 海外市価の合計額 | (省 略) | (省 略) | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1173 1142 1220 1713">本邦に<input type="checkbox"/> 入国する者</td> <td data-bbox="1173 1713 1220 1993">海外市価の合計額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1142 1220 1713">同上</td> <td data-bbox="1173 1713 1220 1993">同上</td> </tr> </table> | 本邦に <input type="checkbox"/> 入国する者 | 海外市価の合計額 | 同上 | 同上 |
| 本邦に <input type="checkbox"/> 入国する者 | 海外市価の合計額 | | | | | | | | |
| (省 略) | (省 略) | | | | | | | | |
| 本邦に <input type="checkbox"/> 入国する者 | 海外市価の合計額 | | | | | | | | |
| 同上 | 同上 | | | | | | | | |
| <p>一 衣類、書籍、化粧品、化粧用品、身辺装飾用品その他の本邦に入国する者の私用に供することを目的とし、かつ、その者の入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関長が必要と認める物品</p> <p>二 本邦に入国する者の職業上直接必要とするものであり、かつ、当該旅行中ににおいて使用すると認められる職業用具</p> | | | | | | | | | |
| <p>4 令第十三条の六の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定めるところにより計算した輸入する物品の額の総額は、同表の上欄に掲げる物品（一品目ごとの海外市価の合計額が一万円以下（船舶又は航空機の乗組員にあっては千円以下）であるものを除く。）の海外市価の合計額とする。</p> | <p>4 同上</p> | | | | | | | | |
| <p>5 令第十三条の六の表の第三号の下欄に規定する財務省令で定める額は、次の表の上欄の各号に掲げる本邦に入国する者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる海外市価の合計額とする。</p> | <p>5 同上</p> | | | | | | | | |

改正案

現行

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）

別表（第九条関係）

別表（第九条関係）

| 関税暫定措置法 別表の番号 | 生産された物品 | 原産品としての資格 を与えるための条件 |
|-------------------|---------|------------------------|
| 第二類 ～ 四六・〇一 | (省略) | |

| 関税暫定措置法 別表の番号 | 生産された物品 | 原産品としての資格 を与えるための条件 |
|-------------------|----------------------------|--|
| 第二類 ～ 四六・〇一 | 同上 | |
| 五〇・〇五 | 絹紡糸及び絹紡糸（小売用にしたもの を除く。） | 化学品、第四七・〇 一項から第四七・〇 六項まで若しくは第 五〇・〇一項に該当 する物品、紡織用天 然繊維（生糸を除く ）、人造繊維の短 繊維又は紡織用繊維 くず（紡織用繊維の 短繊維及びくずにあ つては、カード又は コムしてないもの に限る。）からの製 造 |

| | | |
|-------|---|-------|
| 九六・一七 | ～ | 五〇・〇六 |
| (省略) | | |
| 九六・一七 | | |
| ～ | | |
| 五〇・〇六 | | |
| 同上 | | |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）（第四条関係）</p> <p>（関税分類調査官、関税評価専門官、認定事業者調整官及び知的財産専門官）</p> <p>第二十条 業務課に、関税分類調査官、関税評価専門官、認定事業者調整官及び知的財産専門官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 関税分類調査官は、命を受けて、業務課の所掌事務のうち関税率表の品目分類に関する調査その他専門的事項を処理する。</p> <p>3 関税評価専門官は、命を受けて、業務課の所掌事務のうち輸入貨物の課税価格の算定に関する調査その他専門的事項を処理する。</p> <p>4 認定事業者調整官は、命を受けて、業務課の所掌事務のうち特例輸入者、特定輸出者、認定製造者及び認定通関業者に関する必要な調整その他専門的事項を処理する。</p> <p>5 知的財産専門官は、命を受けて、業務課の所掌事務のうち特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する貨物又は不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する貨物（以下「知的財産侵害貨物」という。）に該当するおそれがある貨物に関する調査その他専門的事項を処理する。</p> <p>（総括認定事業者管理官の職務）</p> <p>第三百十二条の二 総括認定事業者管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定製造者及び認定通関業者の認定に関する統一的な解釈及び適用に関すること。</p> | <p>財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）（第四条関係）</p> <p>（関税分類調査官、関税評価専門官、認定事業者調整官及び知的財産専門官）</p> <p>第二十条 業務課に、関税分類調査官、関税評価専門官、認定事業者調整官及び知的財産専門官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p> <p>4 認定事業者調整官は、命を受けて、業務課の所掌事務のうち特例輸入者、特定輸出者及び認定通関業者に関する必要な調整その他専門的事項を処理する。</p> <p>5 同上</p> <p>（総括認定事業者管理官の職務）</p> <p>第三百十二条の二 総括認定事業者管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定通関業者の認定に関する統一的な解釈及び適用に関すること。</p> |

二 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定製造者及び認定通関業者の認定に関する統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供に関すること。

(認定事業者管理官)

第三百十九条の二 東京税関の業務部に、認定事業者管理官二人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、認定事業者管理官それぞれ一人を置く。

2 認定事業者管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び調査官の行う事務を総括する。

一 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定製造者及び認定通関業者の認定に関すること。

二 前号に掲げる事務に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。

3 東京税関業務部認定事業者管理官は、命を受けて、前項各号に掲げる事務のほか、第三百十二条の二各号に掲げる事務を処理し、及び調査官の行う事務を総括する。

二 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定通関業者の認定に関する統一的な解釈及び適用を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供に関すること。

(認定事業者管理官)

第三百十九条の二 東京税関の業務部に、認定事業者管理官二人以内を、函館税関、横浜税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、認定事業者管理官それぞれ一人を置く。

2 認定事業者管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び調査官の行う事務を総括する。

一 特例輸入者及び特定輸出者の承認並びに認定通関業者の認定に関すること。

二 同上

3 同上